

第25回 定例総会議事録

1. 日 時 令和5年4月10日（月）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

13名

1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

1名

12番 筒井 昌一

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第25回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第25回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に7番秋吉委員さん、14番中園委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校から西へ1kmの距離に位置した農地であり、現地はカキ、カボスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はミニ耕運機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約28aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、学校法人道德学園のだ山幼稚園から南へ約200mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はキャベツ、タマネギ、ソラマメ、1筆はユズ、カキ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状</p>

	<p>況・営農計画です。譲受人は、申請地においてハクサイ、果樹を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約120a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県大分家畜保健衛生所から南へ約800mに位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、キャベツを栽培予定です。農機具は耕運機を1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立の後経営面積は約12a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>現地は麦が植えられているとのことですが、受人が植えたのですか。</p>
事務局	<p>その点は受人に確認したところ、麦は現在相対で借りている方が栽培しており、麦の刈入れの後に耕作することになっているそうです。</p>
議長	<p>その他にありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から北へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地の1筆は保全管理、1筆の一部は保全管理、その他はタカナ、ダイコン、タマネギ、ネギが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の1筆は露地野菜、1筆はダイコン、タマネギを栽培予定です。農機具はトラクター、管理機を各1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約14aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、高瀬石仏から南西へ約50mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の1筆はジャガイモ、1筆はタマネギを栽培予定です。農機具は耕運機、軽トラックを各1台、草刈機、噴霧器を各3台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は6aとなります。

議長	<p>す。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原公民館の西に隣接した農地であり、1筆は保全管理、1筆はナンテン、ロウバイが栽培され1部に農業用倉庫が建っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてマコモダケを栽培予定です。農機具は鎌を1本導入予定、トラクター、管理機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約8a となります。</p> <p>マコモダケの資料を配布していますが、県内では杵築市、国東市で栽培しており商品化もされているようです。野津原では初めてのこととなりますので、注目しているところです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
10番長尾委員	<p>農業用倉庫は誰の所有でしょうか。</p>
事務局	<p>既に建っていますので、譲渡人が建てたものと思われます。今回の申請地は空き家の隣接地であり、譲受人は空き家も取得することになってい</p>

<p>議長</p>	<p>ます。農業用倉庫もそのまま譲受人が利用することになります。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4ページ 7番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>7番秋吉委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は道の駅のつはるから北東へ約750mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は保全管理の状態の一部に農業用倉庫があり、1筆はウメ、カボス、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地では夏ミカンを栽培予定です。農機具は鋤を1本導入予定である。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。</p> <p>この申請も隣接する空き家を同時に取得する案件です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番齊木委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校から北東へ約600mから約1.3 kmの距離に点在した農地であり、1筆は耕起され、2筆は保全管理、1</p>

<p>議長</p>	<p>筆はタカナが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人で、申請地でタカナ、カボチャを栽培予定です。農機具は、コンバインを1台、トラクターを2台所有しており、トラクター1台を1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1,126a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田小学校から北東へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でキュウリ、ナス、エンドウを栽培予定です。農機具は、耕運機を1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約41a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターから北東に約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地の2筆はカキ、ビワ、ネギ、ダイコンが栽培され、一部に農業用倉庫があり、2筆は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でトウモロコシ、ハウレンソウ、白ネギを栽培予定です。農機具はトラクターを1台、管理機を3台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約60aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立こうざき小中学校から南に約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でジャガイモを栽培予定です。農機具は軽トラックを1台、草刈機、耕運機を各2台所有している。なお、契約成立後の経営面積は約24aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立明治北小学校から南へ約600mの距離に位置した市街化区域内の農地であり、現地はジャガイモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は同一世帯員で、申請地でスイカ、キュウリ等を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、管理機を各1台、草刈機を2台所有している。なお、契約成立後の経営面積は約21a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
10番長尾委員	譲受人は親子でしょうか。
事務局	母親と娘の関係です。
議長	他に質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、9ページ 農地法第4条許可申請 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より西へ約550mに位置する農

<p>議長</p>	<p>地であり、現地は貸駐車場として造成されていきました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済です。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ10ページ 農地法第5条許可申請について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>14番中園委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターの南約1.7km に位置する農地であり、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、レストランを営む法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ11ページ 農地転用事業計画変更申請 1番については私の担当地区ですので、私から報告します。</p>

議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立明野中学校の北西950mに位置する農地であり、農地法第4条許可済部分については造成途中の状態、新たに計画へ組み込む部分については保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農地法第4条許可（令和3年10月4日付大分市指令第4268号）を取得した後、転用計画面積に変更が生じたため、計画変更するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
14番中園委員	<p>少し前の案件について質問です。 6ページ3番で死因贈与契約とありますが、そのことについて詳しく教えてください。</p>
事務局	<p>所有者が生前に弟である譲受人との間で、死亡した場合に申請農地は譲受人に贈与するという契約を締結しておりますので、死因贈与による所有権移転になります。その中で、死亡した後にこの契約を実行するものとして、譲渡人が契約執行者として記載されており、またこの農地以外の財産も含む遺産分割協議書では、法定相続人であるお子さんたちが署名しておりますが、その中においても申請農地に関しては、譲受人に贈与すると記載されています。</p>
議長	<p>その他に質問・意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p>

	<p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当、農地転用事業計画変更申請は承認相当とします。</p> <p>次に、12ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分県立大分南高等学校より南西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は一部にハウスが建っており、その他は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではピーマンを栽培予定です。農機具は動力噴霧器を3台、トラクター、管理機、エアーコンプレッサー、根切り機、皮むき機、マルチ張り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約167a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
7番秋吉委員	<p>旧農業経営基盤促進法となっていますが、農業経営基盤強化促進法が廃止になるので、暫定的にこのような呼び方になっているのですか。</p>
事務局	<p>基盤強化促進法が4月1日から改正になり、新しい基盤強化法では相対での利用権設定ができなくなりましたが、これまでの15条4項、18条1項で農用地利用集積計画作成の策定については、旧条文を使用し、今後2</p>

	<p>年間は設定できると附則に規定されています。</p> <p>新しい基盤強化法では15条4項、18条1項は違う条文となっていますので、当面の間は「旧」とすることにしました。</p> <p>また、18ページから20ページの間管理事業の案件についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成については「旧」を使っていますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の内容は変わりなく、名称のみ農用地利用配分計画作成から農地利用集積等促進計画作成に変更しています。</p>
10番長尾委員	<p>中間管理機構を通す場合は未相続の農地に関してはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>未相続の場合は法定相続人の過半の同意があれば可能ですし、これは現行の利用権と同様です。</p>
議長	<p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、13ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約2.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、軽トラックを各2台、コンバイン、田植機、2tトラック各1台所有している。利用権設定後の経営面積は約512aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の2番は申請が取下げられたとのことですので、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>申請があり議案作成した後に、借手から取下げしたいとの申し出がありました。借手の方がピーマンの就農実習期間ということで、大分市新規就農者育成総合対策事業を活用し、就農準備資金を受けることにしており、今回の申請により利用権設定をすると農業経営が始まっているとの判断になり、準備金の減額や返金が考えられることが、取下げ理由とのことです。</p> <p>貸手、借手による連名の取下げ書も提出され、取下げとなりましたので議案からの削除をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ14ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告</p>

<p>8番加藤委員</p>	<p>と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所より北西へ約500mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてイモ、タマネギを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有、トラクター、耕運機を各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約18a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ15ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてサツマイモを栽培予定です。農機具はトラクター、管理機を各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約6a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ16ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、特別養護老人ホーム庄の原苑より1筆は北へ約50m、その他は西へ約200mの距離に位置する農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者の法人で、申請地においてトウモロコシ、エダマメ、タマネギを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、軽トラック、運搬車を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約7a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ17ページ 2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約600mの距離に位置する農地であり、現地はビニールハウスでニラが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地ではニラを栽培します。農機具はトラクターを2台、動力噴霧器、管理機、運搬車を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約34a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利、賃借料等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、鬼崎地区に位置した農家であり、現地は稲刈り後の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,685aとなります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の19ページ 1番は、齊木委員さんが代表を務める法人の案件ですので、齊木委員さんは一旦退室をお願いします。</p>

	(齊木委員退室)
議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利、賃借料については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は上志津留地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、裸麦、飼料米を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約205a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、19ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、19ページ 1番は承認することとします。 では、齊木委員さんは着席をお願いします。 (齊木委員着席)
議長	では、引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局	19ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利、賃借料等は議案の通

	<p>りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地はハウスが建っていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約170a となります。</p> <p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利、賃借料等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ホウレンソウ、白ネギを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約336a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>なければ、採決した19ページ 1番を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方へ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、21ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>21ページ 1番です。土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は1963年頃より農道として利用しているとのこと。現地調査です。申請地は、大分市立賀来小中学校より南東へ約600mに位置する農地であり、現地は農道として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は1993年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田西中学校より北西へ約540mに位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	なければ22ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	22ページ 1番です。土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は1988年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より北西へ約700mに位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	なければ23ページ 1番について、事務局より報告してください。

事務局	<p>23ページ1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2002年頃より耕作放棄により原野化及び墓地、農業用倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約1.7kmに位置した農地であり、現地は原野化及び墓地、農業用倉庫として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>墓地は非農地にできるのですか</p>
事務局	<p>非農地の発行基準のなかで、土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合は、農地に該当しないとあります。この案件は墓地の面積が小さく、その周りの農地も原野化しており、復元後の継続利用が難しいため、その基準を適用し、非農地相当と判断しました。</p>
議長	<p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ24ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年頃より倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立明野中学校より西へ約760mに位置した農地であり、現地は倉庫として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、25ページ 第6号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取消について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、所有者等については議案の通りです。令和4年度の利用状況調査において耕作放棄地であると確認し、12月の定例総会で非農地決定しましたが、令和5年2月に非農地通知を送付したところ、本人から現在は農地として使用できる程度に管理していると連絡がありました。</p> <p>改めて3月に現地調査を行いました。草刈りされ保全管理状態であることが確認できましたので、非農地決定の取消について議案としてあげることになりました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地決定については取消相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手を</p>

	<p>お願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定の取消とします。</p> <p>次の26ページからの第7号議案 報告事項について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>7号議案です。26ページから29ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得したという届出が合計で7件出ています。</p> <p>30ページから33ページです。農地法第4条第1項第8号届出で市街化区域内農地において、所有者自身が転用をしたという届出が合計で8件出ています。</p> <p>34ページから36ページで、農地法第5条第1項第7号届出で市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で41件出ています。</p> <p>37ページです。農地法第5条第1項第7号の一時転用の届出で、市街化区域内農地において、一時的に転用した後に農地に復元するという届出が合計で2件出ています。</p> <p>次の38ページは農地法第18条第6項通知で、利用権で賃借権を設定したものを双方合意で解約するという届出が1件出ています。</p> <p>最後は39ページです。認定電気通信事業の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてで、携帯基地局新設の事業計画の届出が1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>

事務局	特にありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案は全て終了しました。 その他でなにかありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、これで第25回定例総会を閉会します。